



問

ワクチン助成について問う

答

町単独の公費助成も視野に入れ調査・研究

問

平成22年度税制改正に伴う年少扶養控除対象及び特定扶養控除対象の扶養親族や納税義務者数は何人か。

税務町民課長

0歳から15歳までの年少扶養控除対象の扶養親族の数は1900人程で納税義務者数は1200人程と見込んでいます。また16歳から18歳の特定扶養控除対象の扶養親族の数は340人程で納税義務者数は240人程と見込んでいます。

問

所得税、住民税への影響やその他町民生活への影響は。

税務町民課長

所得税は、平成23年分より年少扶養控除の0歳から15歳まで38万円の廃止、特定扶養控除の16歳から18歳まで25万円の上乗せの廃止となる。

個人住民税は、平成24年度分より年少扶養控除で33万円、特定扶養控除の16歳から18歳までが12万円の上乗せの廃

止となる。

個人住民税について、大木町では年少扶養控除の廃止による増収額は3760万円程、また特定扶養控除の上乗せ分の廃止による増収分が240万円、合わせて4000万円程の増収額が見込まれる。

その他所得税や個人住民税で扶養控除等の見直しにより影響が生じる制度は「幼稚園奨励費補助、国民健康保険の医療費等の自己負担、後期高齢者医療制度におけ

る医療費等の自己負担、保育

所の保育料、児童入所施設等の入所者の自己負担、児童扶養手当の支給基準、特別児童扶養手当等の支給基準」等所得税28制度、住民税20制度等に影響があるとされている。

これ等の影響については所管府省において、負担の基準の見直し・経過措置の導入など適切な措置を講じることとされている。

また、この問題に対応するため、政府税制調査会に、控除廃止の影響に係るプロジ

エクトチームが設置され、「所

得税・個人住民税における扶養控除等の見直しにより影響が生じる諸制度について、負担の基準の見直し・経過措置の導入など、適切な措置を検討し、その結果を税制調査会に報告する。」こととなっている。

今後、影響が生じる制度の所管府省における検討結果と併せ、国からの情報提供を待つて、その影響について判断したい。

平成22年度税制改革

※実施年度等にご注意ください。

■扶養控除の改正(個人住民税・所得税)・・

※住民税は平成24年度から、所得税は平成23年分から適用。

●扶養親族(15歳までの年少者)に対する扶養控除(住民税:33万円、所得税:38万円)が廃止されます。(下の図の①の部分)

●16歳～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(住民税:12万円、所得税:25万円)が廃止されます。(下の図の②の部分)

●19歳～22歳の扶養親族に係る特定扶養控除、23歳～69歳の扶養親族に係る扶養控除及び70歳以上の扶養親族に係る老人扶養控除については、現行どおりです。

<平成22年度税制改正後のイメージ図>

